

令和5年10月3日

令和5年第3回神奈川県議会定例会

共生社会推進特別委員会資料

I	当事者目線の障がい福祉について	1
II	高齢者支援・認知症施策・ケアラーへの支援の推進について.....	11
III	人権教育の推進について	18
IV	部活動の地域移行について	21

I 当事者目線の障がい福祉について

1 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に基づく基本計画素案について

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」(以下「条例」という。)に基づく基本計画について、令和6年度を初年度とする計画の素案を作成したので報告する。

(1) 策定の趣旨

当事者目線の障がい福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、条例第8条に基づく基本的な計画(以下「計画」という。)を策定する。

(2) 策定のポイント

ア いのち輝く地域共生社会の実現

誰もがその人らしく暮らすことができる、いのち輝く地域共生社会「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指す計画とする。

イ 条例の理念の具現化

条例第3条に規定する条例の基本理念を具現化する計画とする。

ウ 当事者目線の徹底

- ・ あらゆる分野において、当事者の目線に立って、計画に盛り込む施策を検討する。
- ・ 計画策定に向け、当事者団体等へヒアリングを行うほか、神奈川県障害者施策審議会に新たに当事者部会を設置し意見を伺う。

エ すべての障がいとライフステージを意識

すべての障がいを対象とし、切れ目のない支援など障がい者のライフステージを意識した計画とする。

オ 一人ひとりの幸福を追求する観点の充実

一人ひとりの幸福を追求する観点を充実させた計画とする。

カ 障がい者の社会参加の推進

障がい者が、主体的に活動を考え、推進できる仕組みを盛り込んだ計画とする。

キ 多様な主体と行政の連携

民間事業者や障がい当事者とその家族、地域住民などと行政が連携し、行政は支援機関としての役割に加え、地域づくりのプラットフォームとしての役割を担う計画とする。

ク 当事者目線の障がい福祉の具体的な実践イメージ

中井やまゆり園における改革など、当事者目線の障がい福祉の具体的な実践イメージを盛り込んだ計画とする。

(3) 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とする。

なお、基本計画の中の「神奈川県障がい福祉計画」に該当する箇所については、現行の計画期間が3年であることから、令和8年度に中間見直しを行う。

(4) 今後のスケジュール

令和5年10月

～11月 計画素案に対するパブリック・コメントの実施

11月 神奈川県障害者施策審議会において計画素案（二回目）を審議

12月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に計画素案（二回目）を報告

令和6年2月 神奈川県障害者施策審議会において計画案を審議

第1回県議会定例会厚生常任委員会に計画案を報告

3月 計画の策定

<別添参考資料>

参考資料1 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画（仮称）素案」

2 県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプランについて

令和5年5月に県立中井やまゆり園当事者目線の支援改革プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）において取りまとめられた「県立中井やまゆり園当事者目線の支援改革プログラム」の提言を実践するために、園と本庁が取り組む内容やスケジュールを具体化した「県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプラン ～一人ひとりの人生を支援する～」（以下「アクションプラン」という。）を7月末に策定したので報告する。

(1) アクションプラン策定までの経過

令和5年6月 令和5年第2回県議会定例会厚生常任委員会及び共生社会推進特別委員会に骨子を報告
プロジェクトチームメンバーに説明・意見聴取
7月 園職員や支援改善アドバイザーと議論
利用者及び家族に説明・意見聴取
知事が園を訪問し、利用者・家族から意見聴取

(2) アクションプランの概要

ア 計画期間

令和5年度から令和7年度までの3年間

イ 理念・役割

(ア) 理念

本庁と園が一体となって

- ・ 利用者一人ひとりの当事者目線に立って、利用者が主体となるよう人生を支援する。
- ・ 障がい当事者が街の中で当たり前暮らしを暮らせる地域共生社会を目指し取組を進める。

(イ) 役割

利用者一人ひとりが地域でその人らしく望む暮らしが実現できるよう、本庁と園が一体となって、地域生活移行*を進めるため、次の役割を果たしていく。

- ・ 地域生活が困難となった障がい者を一時的に受け入れ、再び地域の中で居場所を作り、仲間たちとのつながりの中で暮らしていけるような通過型施設としての支援を確立する。

- ・ 園内外での日中活動を充実させるなど、地域と利用者本人とが関わりを深め、お互いに変わっていくことで地域の中で本人の人格の発達と存在が保障される支援を確立する。
- ・ 今後の障がい福祉施策の検討を行うため、園を障がい者支援に関する研究、人材確保や育成といったフィールドとする。その中でも、現在園で課題となっている知的障がい者が適切に医療を受けられる体制づくり等の課題についても検討する。

※ ここでの「地域生活移行」とは、自宅やグループホームに居所を移すことだけではなく、日中は地域で活動し、居場所を作るとともに、仲間とのつながりを感じられるなど、社会の一員として、地域の人々と自然なふれあいを持てる暮らしを取り戻していくことである。

利用者が地域に住まいを移した後も、継続的に支援していくとともに、一時的に地域での生活が難しくなった場合には、施設で受け入れるなど、利用者や家族に寄り添った支援を行っていく。

ウ 具体的な取組内容

4つの柱ごとに取組内容やスケジュールを明記

I 人生に共感し、チームで支援する

利用者一人ひとりに、これからどのように暮らしたいかを聞いて、その実現に向けた支援を約束し、チームで支援する。また、利用者一人ひとりの人生を支援するためのガバナンスを強化する。

II 暮らしをつくる

- ・ 施設は、人が暮らす場であるということを意識し、園内での暮らしを再構築する。また、地域での暮らしをイメージした園内の日中活動の充実を図る。
- ・ 施設が地域に溶け込んで、全ての利用者が日常的に地域に出て、仲間たちとのつながりや役割を実感できるよう、園外での日中活動の充実を図る。また、利用者が地域生活をイメージできるよう、様々な体験の場をつくる。
- ・ 施設を居心地の良い環境に改善する。
- ・ 地域での活動を具体的に実現するための事業計画・行事計画を利用者と一緒に作成する。

Ⅲ いのちを守る施設運営

- ・ 利用者一人ひとりのいのちを守るという強い意識をもって、利用者の生活を考え、支援する。また、園の医療提供体制を見直すとともに、知的障がい者に必要な医療の在り方を検討する。
- ・ 虐待が疑われる事案や事故が発生した場合の対応を徹底する。

Ⅳ 施設運営を支える仕組みの改善

- ・ 利用者支援の質を評価する仕組みを構築する。
- ・ 職員の不安、悩み、ストレスを解消するための仕組みを構築する。
- ・ 利用者の望みを第一に考え、その暮らしや人生に寄り添う、当事者目線の支援を実践する人材を育成する。
- ・ 利用者の暮らしに合わせた人員配置体制や、利用者が暮らしやすい施設規模に見直す。

エ 進捗確認体制

「県立中井やまゆり園改革アドバイザー会議」（以下「アドバイザー会議」という。）を設置し、定期的に第三者による進捗確認を行う。

（構成員一覧）

（50音順、敬称略）

氏名	所 属	区分
大川 貴志	社会福祉法人同愛会 てらん広場統括所長	施設関係
小川 陽	特定非営利活動法人かながわ障がいケア マネジメント従事者ネットワーク 理事	意思決定支援
小西 勉	ピープルファースト横浜 会長	当事者関係
佐藤 彰一	國學院大学 法学部 教授	学識関係
隅田 真弘	足柄上地区委託相談支援事業所相談支援センター りあん ピアサポーターフレンズ	当事者関係
野崎 秀次	汐見台病院 小児科、児童精神科、 精神保健指定医 医師	医療関係
渡部 匡隆	国立大学法人横浜国立大学大学院 教育学研究科 教授	学識関係

(2) 今後のスケジュール

- アクションプランに示したスケジュールに基づき、本庁と園が一体となって具体的な取組を進めていく。
- 令和5年10～11月と令和6年2～3月に、アドバイザー会議を開催し、進捗状況を確認するとともに、必要に応じて、アクションプランを見直す。

3 県立障害者支援施設の方向性について

県立障害者支援施設（以下「県立施設」という。）の方向性について、当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会及び県立中井やまゆり園当事者目線の支援改革プロジェクトチームからの指摘及び提言を踏まえ、利用者、家族などの意見を伺いながら検討を進めていることから、現在の検討状況を報告する。

(1) 県立施設の方向性に関する基本的な考え方

ア 現状

- ・ 中井やまゆり園で当事者目線の支援を実践する中で、利用者が日中活動に参加して笑顔を見せるなど、良い変化が起きはじめているが、こうした変化がなぜ起きているのかを、学術的、体系的に説明できない。
- ・ また、全ての入所施設が当事者目線の支援を実践し、どんな障がいがあっても、その人が望む暮らしを実現できることを示す必要があるが、重度障がい者の地域生活移行は、県立・民間を問わず進んでいない。

イ 課題

- ・ 全ての入所施設が当事者目線の支援を実践し、条例の目指す当事者目線の障がい福祉を実現するためには、科学的根拠に基づく当事者目線の支援を確立する必要がある。
- ・ 確立した支援を全ての入所施設等に広めるとともに、こうした支援を実践できる人材を育成する必要がある。
- ・ しかし、福祉に関する科学的な研究や人材育成は、採算性が低いため、民間施設での実施は困難であり、現在は、現場での経験の積み上げによる支援が中心となっている。

ウ 今後の県立施設の役割、基本的な方向性

- ・ 今後の県立施設は、当事者目線の支援を確立し、広めるための「福祉科学研究」と「人材育成」へと役割を転換する。
- ・ 施設をフィールドとして、当事者目線の先駆的な支援と重度障がい者の地域生活移行というテーマで研究を進め、科学的根拠に基づく支援を確立し、それを実践できる専門人材を育成する拠点となることで、当事者目線の支援のモデルを示す。

- ・ これまでの取組や実績、地域資源が豊富な立地といった特長を生かすことができる施設を県立施設として継続し、それ以外の施設はこれまでの取組を継続しながら、柔軟な運営ができる民間法人へ移譲する。
- ・ 本人の望む暮らしを支援するため、一人ひとりに目が行き届くよう、現利用者の居場所を確保した上で、施設の小規模化を図る。

(2) 各県立施設の方向性

ア 県立施設として継続

(7) 中井やまゆり園

これまで強度行動障害対策の中核施設に位置付けられており、現在は、アクションプランに基づく当事者目線の支援の実践に取り組んでいる。この取組は、県立施設だけでなく、全ての入所施設のモデルとなるものであり、県立施設として継続し、役割を果たしていく。

イ 民間法人へ移譲

(7) さがみ緑風園

利用者の望む暮らしの実現に向けて取り組んできた結果、介護保険施設等との役割分担が進み、利用者が減少しており、今後の県立施設としての役割は低く、民間法人へ移譲する方向で調整する。

(4) 厚木精華園

高齢の知的障がい者支援のモデル施設としての役割を果たしてきたが、民間による取組が進んでおり、今後の県立施設としての役割は低く、民間法人へ移譲する方向で調整する。

(7) 三浦しらとり園

横須賀三浦地域における拠点施設として役割を果たしているが、今後の県立施設としての役割は低く、民間法人へ移譲する方向で調整する。また、建物の老朽化が進んでいるため、再整備する。

ウ 引き続き方向性を検討

(7) 芹が谷やまゆり園

地域資源が豊富な立地を生かして、重度障がい者の地域生活移行を進めることができる可能性が高く、県立施設として役割を果たしていくことが期待できるが、新たな指定管理が始まったばかりであり、その運営状況を検証しながら、引き続き方向性を検討する。

(イ) 津久井やまゆり園

意思決定支援という先駆的な取組を進めており、県立施設として役割を果たしていくことが期待できるが、新たな指定管理が始まったばかりであり、その運営状況を検証しながら、引き続き方向性を検討する。

(ウ) 愛名やまゆり園

県内全域からアクセスがしやすく、地域資源が豊富な立地を生かして、重度障がい者の地域生活移行を進めることができる可能性が高く、県立施設として役割を果たしていくことが期待できるが、建物の老朽化が進んでいることから、再整備の検討とともに、再整備期間中の指定期間延長も視野に入れながら、引き続き方向性を検討する。

(3) 今後の県立施設の役割を果たす施設の組織執行体制

今後の県立施設の役割を果たすためには、県直営や指定管理者制度による運営も可能であるが、柔軟な予算執行や人材確保により、研究などの役割を効果的に果たすことが期待できる地方独立行政法人による運営が望ましいと考える。

(4) 中井やまゆり園を地方独立行政法人化する場合の進め方

中井やまゆり園が地方独立行政法人による運営に移行する場合には、法人の設立に向けて、定款や中期目標等の策定、人事給与・財務会計制度の構築やシステム導入等の準備を進める。

また、過去の地方独立行政法人の設立事例では、準備に相当の期間を要していることを踏まえて、組織執行体制の移行時期を検討していく。

< 県立施設の方向性（令和5年9月時点での整理） >

県立施設として継続 地方独立行政法人による運営が望ましい施設	中井やまゆり園
民間法人へ移譲 〔 移譲に向けて、利用者や家族、現指定管理者（指定管理施設のみ）の意向も踏まえながら、移譲の時期、相手先や条件の検討を進め、調整がついた施設から順次、移譲していく。 〕	さがみ緑風園 厚木精華園 三浦しらとり園
引き続き方向性を検討 (指定管理や施設の再整備の状況を踏まえて、引き続き検討していく。)	芹が谷やまゆり園 津久井やまゆり園 愛名やまゆり園

(5) 今後の対応

「県立障害者支援施設の方向性ビジョン（素案）」をもとに、県議会、利用者やその家族、市町村等と議論を重ねながら、年内を目途にまとめる。

< 別添参考資料 >

参考資料2 「令和5年度 県立障害者支援施設の方向性ビジョン（素案）」

(参考：県立障害者支援施設の概要)

施設名 (所在地)	管理方法	主な対象	定員	築年数 (部屋)
中井やまゆり園 (中井町)	直営	知的障がい者	140人	築23年 (個室・多床室)
さがみ緑風園 (相模原市南区)	直営	身体障がい者	80人	築21年 (個室中心)
芹が谷やまゆり園 (横浜市港南区)	指定管理	知的障がい者	66人	築1年 (個室)
津久井やまゆり園 (相模原市緑区)	指定管理	知的障がい者	66人	築2年 (個室)
愛名やまゆり園 (厚木市)	指定管理	知的障がい者	120人	築37年 (多床室中心)
厚木精華園 (厚木市)	指定管理	知的障がい者	112人	築30年 (多床室中心)
三浦しらとり園 (横須賀市)	指定管理	知的障がい児 知的障がい者	40人 112人	築40年 (多床室中心)

Ⅱ 高齢者支援・認知症施策・ケアラーへの支援の推進について

1 「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定について

令和3年3月に策定した「第8期かながわ高齢者保健福祉計画」について、計画期間を3年（令和3年度～令和5年度）としているため、改定を行うこととし、今般、計画の改定骨子案を作成したので報告する。

(1) 改定の概要

ア 改定の趣旨

国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（案）」（以下、「基本指針（案）」という。）及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づく総合確保方針を踏まえ、また、当事者目線に立った高齢者福祉を推進するため、市町村老人福祉計画・介護保険事業計画と整合性を図りながら、令和6年度を初年度とする改定計画を策定する。

イ 計画の位置付け

- ・ 老人福祉法に基づく都道府県老人福祉計画及び介護保険法に基づく都道府県介護保険事業支援計画を一体化したものとする。
- ・ 介護保険制度や高齢者保健福祉施策を円滑に実施することを目的として、取り組むべき課題を明らかにするとともに、将来の高齢者を取り巻く状況を見据えた介護サービス量等の目標を設定し、3年間で推進する。
- ・ 老人福祉法などの根拠法に基づき、市町村が策定する計画との整合性を図りつつ、市町村による取組を、広域性・専門性・先駆性などの視点から支援する。
- ・ 県が策定した関連計画等との調和を維持する。

ウ 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間とする。

（団塊の世代が75歳以上となる2025年（計画期間中）を迎え、さらに高齢者人口がピークを迎える2040年を見据えた計画とする。）

エ 対象区域

県内全市町村とする。

(2) 改定のポイント

基本指針（案）を踏まえ、次の事項をポイントに改定する。

ア とともに生きる社会の実現

地域包括ケアシステムの一層の推進や地域づくり等に一体的に取り組むことにより、高齢者はもとより、誰もがその人らしく暮らすことができる、とともに生きる社会の実現を目指す。

イ 当事者目線の高齢者福祉の推進

介護や支援が必要な高齢者や認知症の人、それを支える介護従事者やケアラー（家族支援者）など、多岐にわたる当事者それぞれの目線に立った高齢者福祉を推進する。

ウ 認知症基本法の施行を見据えた施策の展開

令和5年通常国会で成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえた施策を展開する。

認知症の人及び家族等の意見を聴きながら、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症の理解促進や認知症未病改善など、認知症施策を総合的かつ計画的に進める。

エ ケアラーへの支援

ヤングケアラーを含むケアラーの負担軽減を図るため、ケアラーに身近な市町村が中心となった支援体制づくりを促進する。

オ 介護人材確保

介護人材を確保するため、処遇の改善、職場環境の改善による離職防止などの取組を総合的に実施する。

カ 科学的介護の推進

介護事業所へのロボット・ICT導入や、データに基づいた科学的介護を推進し、介護職員の負担軽減と介護サービスの質を向上させるとともに、高齢者の自立支援・重度化防止を図る。

(3) 改定骨子案

別紙のとおり

(4) 今後のスケジュール

- | | |
|--------------------|---|
| 令和5年11月 | かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会において改定計画素案審議
社会福祉審議会において改定計画素案審議 |
| 12月 | 第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画素案を報告 |
| 令和5年12月
～令和6年1月 | 改定計画素案に対するパブリック・コメントの実施 |
| 令和6年2月 | かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会において改定計画案審議
第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告 |
| 3月 | 社会福祉審議会において改定計画案審議
国基本指針告示
改定計画の決定 |

「かながわ高齢者保健福祉計画」改定骨子案

第1章 計画の概要

第1節 計画改定の趣旨と基本目標

- 1 計画改定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間
- 4 計画の基本目標
- 5 計画で取り組む事項
- 6 圏域の設定

第2節 神奈川県における高齢者を取り巻く状況

- 1 人口及び高齢化率の推移
- 2 介護保険の状況
- 3 高齢者の住環境
- 4 高齢者の健康
- 5 高齢者の社会参画活動状況
- 6 高齢者の就業の状況
- 7 認知症高齢者の状況
- 8 高齢者の安心・安全に関する状況
- 9 地域資源の状況
- 10 権利擁護の状況

第2章 施策の展開

序論 地域共生社会の実現に向けて

第1節 安心して元気に暮らせる社会づくり

- 1 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 2 高齢者の尊厳を支える取組の推進
- 3 安全・安心な地域づくり

第2節 いきいきと暮らすしくみづくり

- 1 未病改善の取組の推進
- 2 社会参画の推進
- 3 生涯にわたる学習・スポーツ・文化活動の推進

第3節 認知症とともに生きる社会づくり

- 1 認知症施策の総合的な推進

第4節 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり

- 1 介護保険サービス等の適切な提供
- 2 人材の養成、確保と資質の向上
- 3 サービス提供基盤の整備
- 4 介護現場の革新

第5節 市町村が行う取組の支援施策及び目標値

- 1 自立支援・重度化防止の取組の支援
- 2 介護保険給付適正化の取組への支援

第3章 計画の推進体制

- 1 推進体制
- 2 計画の進行管理
- 3 新たな動きへの対応と社会福祉審議会等への報告

計画の目標値等

2 認知症施策

(1) 認知症の早期発見・早期対応の推進

ア 認知症疾患医療センターの概要

認知症における専門医療の提供や、医療と介護の連携の中核機関として、認知症疾患に係る鑑別診断、専門医療相談、人材育成のほか、医療・介護等の連携のため地域連携会議の設置運営などを行う。

イ 県による設置状況（令和5年4月1日時点）

地域拠点型：5か所 ※2次医療圏に1か所ずつ

（横須賀市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市）

連携型：5か所

（平塚市、鎌倉市、藤沢市、大和市、海老名市）

※ 地域の認知症サポート医やかかりつけ医、医療・介護・保健関係機関との連携強化を図る。

ウ 政令市による設置状況（令和5年4月1日時点）

横浜市で9か所、川崎市で4か所、相模原市で2か所設置。

（県設置の10か所と合わせ、県内には計25か所）

(2) 普及啓発・本人発信支援

ア 普及啓発

9月21日は世界アルツハイマーデー、9月はアルツハイマー月間であることから、例年、各種イベントを実施している。

(ア) オレンジライトアップ概要

日程：令和5年9月17日（日）から22日（金）

施設：県庁本庁舎

よこはまコスモワールド大観覧車「コスモクロック21」

※ その他市町村や民間の団体等でもライトアップ実施

(イ) イベント概要

日時：9月30日（土）13時から17時まで

方法：新都市プラザ、オンライン

内容：
・かながわオレンジ大使（認知症本人大使）ミニコンサート
・ワークショップ、じゃんけん大会、座談会、パネル展示
・企業と連携した認知機能チェックの体験コーナー等
・オンラインシンポジウム

イ 本人発信支援

認知症の方ご本人が思いを直接伝え、その人らしい活動を発信するため、令和5年5月に12名の「かながわオレンジ大使」を委嘱した。講演会の講師やパネリストを行うほか、かながわオレンジ大使としての活動や事業の企画・運営を決定する会議にも参加する。

3 ケアラーへの支援

(1) 各種計画への位置付け

ア かながわ高齢者保健福祉計画

令和3年3月に策定した第8期計画において、県の個別計画として最初に「ケアラー支援」を位置付け、取組を進めている。

令和6年4月からの第9期計画では、基本指針（案）に「ヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組」に関する記載の充実が盛り込まれたことから、ケアラーに身近な市町村が中心となった支援体制づくりに向け、市町村の計画でも「ケアラー支援」を位置付けるよう働きかけている。

イ その他県で策定している各種計画

かながわ高齢者保健福祉計画の他に、県で策定している8つの計画にケアラー・ヤングケアラー支援を位置付けている。

(2) ケアラー・ヤングケアラー支援施策

ケアラー・ヤングケアラーへの支援については、まだ身近な市町村での支援体制が十分整っているとは言えないことから、県が広域的・専門的な立場から率先して取り組み、市町村を後押ししていく必要がある

ア ケアラー・ヤングケアラーからの相談に対応できる体制の構築

ケアラー・ヤングケアラーからの相談を一元的に受け、その悩みを傾聴して受けとめるとともに、必要に応じて各種支援機関につなぎを行う。

- ・ かながわヤングケアラー等相談LINE【令和4年5月9日開設】
（相談件数：207件（累計） ※令和5年7月末時点。）
- ・ かながわケアラー電話相談【令和4年6月10日開設】
（相談件数：74件（累計） ※令和5年7月末時点）

イ ケアラーを地域で支える体制の推進

ケアラー支援専門員を設置し、ケアラー・ヤングケアラーの支援者・支援機関（市町村、各種相談窓口等）を支える体制づくりを行う。

- ・ 各分野の支援者・支援機関（市町村、各種相談窓口等）のネットワーク構築
- ・ 複数の分野にまたがるなど困難事例の支援に向けた情報提供・連絡調整（支援者・支援機関からの二次相談に対応）
- ・ 各分野の支援機関を対象とした研修会の開催や講師としての派遣

ウ ヤングケアラーの支援

(ア) 児童養護の視点による支援

ケアラーのうち18歳未満のヤングケアラーは、年齢や成長に見合わない、大人が担うような重いケアの責任や負担を負っているケースがある。そのため、子どもの権利を護るため、児童養護の視点からも支援できる体制を整えている。

- ・ 児童相談所での悩み相談・支援
- ・ かながわ子ども家庭110番相談LINE
- ・ 子ども家庭110番（テレホン相談）

(イ) 学校での支援

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置
児童・生徒に対するカウンセリングの実施、児童・生徒の置かれた環境の改善
- ・ 24時間子どもSOSダイヤル
いじめ問題やその他の子どものSOS全般について、いつでも相談できるよう、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制を整備
- ・ かながわ子どもサポートドックの実施
1人1台端末等を活用して、子どもの自己チェック等により、困難を抱える子どもを把握し、相談から医療・福祉等の支援へとつなぐ、新たな仕組みとして「かながわ子どもサポートドック」の取組を推進

(3) 全庁横断的な取組の推進

令和3年3月に「ケアラー支援庁内連絡会議」を立ち上げ、部局横断的にケアラー・ヤングケアラーの抱える課題や支援方策について検討し、全庁的に取り組んできた。

また、「ケアラー支援庁内メーリングリスト」により、ケアラー・ヤングケアラー支援に関する制度・サービス等や講演会・研修会等について、随時情報共有を行う体制を構築している。

Ⅲ 人権教育の推進について

本県では、人権がすべての人に保障される地域社会の実現をめざして、人権教育を推進している。その取組について報告する。

1 人権教育の推進

(1) 根拠

- ・ 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年12月26日施行）
- ・ 「かながわ人権施策推進指針（第2次改定版）」（令和4年3月）
- ・ 「人権教育の指導方法等の在り方について」（文部科学省）

(2) 取組の基本的考え方

本県では、人権教育推進の基本的な考え方や、施策推進の基本姿勢などを「かながわ人権施策推進指針」に取りまとめ、取組を進めている。

この中で、学校教育及び社会教育における人権教育は、次のとおり進めることとしている。

ア 学校教育

幼児・児童・生徒がそれぞれ発達の段階に応じて、人権に関する基本的な理解を深め、人権尊重の意識を高めることにより、人権の大切さを共感的に受けとめる人権感覚を育むための教育をすべての教育活動を通じて行うとともに、幼児・児童・生徒の人権に十分配慮し、一人ひとりを大切にする教育を推進する。

イ 社会教育

生涯学習の視点に立って、社会教育関係団体等との連携を図りつつ、県民一人ひとりの主体性のもとに、人権が真に尊重される社会の実現をめざして、人権教育を推進する。

2 具体的な取組

(1) 教職員等への研修

人権教育の指導者養成及び教職員等への意識啓発を目的とした研修会の実施

- ・ 人権教育指導者養成研修講座
- ・ 県市町村人権教育担当者研修会
- ・ 県立学校人権教育研修講座
- ・ 県立学校人権教育スキルアップ研修講座
- ・ 県立学校人権教育校内研修会
- ・ 生涯学習指導者研修

- ・ 教育事務所人権教育研修講座（市町村の学校教育、社会教育向け）

(2) 資料整備・指導資料作成

人権教育推進のための資料整備、指導資料（学習教材）の作成

ア 資料整備

- ・ 人権関係図書の配架（全県立学校、教育事務所等）
- ・ 貸出用視聴覚教材（DVD）の整備

イ 指導資料等の作成

- ・ 人権教育ハンドブック
- ・ 性的マイノリティの理解のための啓発資料（教職員向け）
- ・ 神奈川県人権教育推進の手引き（教職員向け）
- ・ 人権学習ワークシート集（高校編・小中学校編）
- ・ 人権学習のための参加体験型学習プログラム集（社会教育向け）
- ・ 心みつめて
- ・ セクハラ防止啓発チラシ、リーフレット、ポスター（児童・生徒向け）
- ・ 児童虐待対応マニュアル
- ・ 人権啓発ポスター（県内の公立学校、公立社会教育施設、鉄道各駅等）

(3) 研究委託

人権教育研究校の指定による学校教育における人権教育の研究

（令和5年度）

{	市町村立学校 4校（小学校 2・中学校 2）
	県立学校 2校（高等学校 1・特別支援学校 1）
	1地域（三浦市）

(4) 児童生徒向けの取組（授業等）

- ・ 人権教育移動教室（小中学校向け）
NGOへの委託により実施

3 課題

改定された推進指針に基づき、社会環境の変化により生じている新たな課題を含め、それぞれの人権課題について教職員に周知啓発を行うとともに、教職員等の人権教育指導者の資質・能力の向上等に資するため、各種研修会等で取り扱う人権課題を、学校で求められていることや今日的なテーマに対応した内容にしていくことが求められる。

4 今後の対応方向

- 児童・生徒が豊かな人権感覚をより一層養うことができるよう、学校教育活動のあらゆる場面で引き続き人権教育を推進していく。
- 今日的なテーマに基づく新たな人権課題等について、国の施策や学校で生じている課題を把握した上で、普及啓発資料の作成や研修を実施していく。

IV 部活動の地域移行について

1 趣旨

国が作成した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において、各都道府県は、休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた方針等を示すこととされている。

当該方針等として、このたび「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針（案）」を取りまとめたので報告する。

2 経過

令和5年7月～ 8月	方針素案に対する県民意見募集及び市町村意見照会の実施
令和5年9月	第4回神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会開催

3 方針案の概要

(1) 策定の趣旨

国のガイドラインを踏まえ、令和5年度から令和7年度までの改革推進期間に、県内市町村が、その実情に応じて公立中学校における部活動の地域移行を段階的に進めていけるよう、取組の方向性などに関し県として一定の方針を示す。

(2) 対象期間

令和5年度から令和7年度までの改革推進期間を対象とする。その後の国の動向を踏まえ、適宜必要な見直しを行う。

(3) 対象

公立中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中等部を含む。以下同じ。）の生徒の学校部活動及び地域クラブ活動を主な対象とする。

(4) 構成

ア はじめに（方針策定の経緯・趣旨、方針の性格、方針の対象）

イ 県内の公立中学校における部活動を取り巻く状況

学校数、生徒数、部活動数の推移、部活動に関する生徒のニーズ、部活動指導に係る教員の負担感、スポーツ団体・指導者等の状況、スポーツ・文化施設の設置状況等

ウ 本県における地域移行について

(ア) 基本的な考え方

(イ) 地域移行を進める体制づくり

(ウ) 段階的な地域移行に向けた取組

(エ) 大会等の参加の在り方の見直しと参加機会の確保

エ 地域移行に向けて

地域移行に向けた様々な選択肢

オ 地域移行に係る事例集

4 方針素案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）及び市町村意見照会の状況

(1) 意見募集期間

令和5年7月14日～8月14日

(2) 意見募集方法

県民：県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧、関係団体等への周知

市町村：意見照会

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送、ファクシミリ

(4) 提出された意見の概要

ア 県民意見件数 866 件

市町村意見件数 37 件

イ 意見の内訳

	区 分	件数	
		県民	市町村
1	「はじめに」に関するもの	6 件	2 件
2	「県内の公立中学校における部活動を取り巻く状況」に関するもの	6 件	11 件
3	「基本的な考え方」に関するもの	113 件	7 件
4	「地域移行を進める体制づくり」に関するもの	187 件	6 件
5	「段階的な地域移行に向けた取組」に関するもの	207 件	1 件
6	「大会等の参加の在り方の見直しと参加機会の確保」に関するもの	41 件	2 件
7	「地域移行に向けて」に関するもの	39 件	6 件
8	地域移行全般に関するもの	50 件	1 件
9	その他	217 件	1 件
	計	866 件	37 件

ウ 意見の反映状況

	区 分	件数	
		県民	市町村
1	方針案に反映したもの	35 件	12 件
2	既に素案に盛り込まれているもの	203 件	6 件
3	今後の取組の参考とするもの	539 件	12 件
4	方針案に反映できないもの	18 件	5 件
5	その他（意見等）	71 件	2 件
	計	866 件	37 件

エ 主な意見

(7) 方針案に反映した意見

【県民意見】

- ・ 子どものための部活動であるので、ぜひ、部活動の課題や要望を聞いてほしい。(40 代)
- ・ 市町村教育委員会が主導でヒアリングをしてほしい。(60 代)
- ・ 働き方改革の観点から、週 1 日週休日が確実に確保できるようにするなど、土日の地域移行も含めて労務管理を徹底することが必要。(30 代)

【市町村意見】

- ・（「図表 7 運動部と文化部の加入人数の割合」の説明文について）素案では、全生徒数が加入しているような誤解が生じるため、文章表現を変更したほうが良い。
- (イ) 今後の取組の参考とする意見

【県民意見】

- ・子どもがスポーツや文化的な取組を思う存分できるように地域で環境を作っていくべきである。（30代）
- ・保護者の方も教員ありきの部活動の在り方に対する考え方を換え、当事者意識を持っていただきたい。部活動は教員がやって当たり前ではない。（20代）
- ・保護者の金銭的負担が増えないのであれば良いと思うが、それにより負担が増えるとなると慎重に検討していただきたい。（30代）

【市町村意見】

- ・中学校体育連盟の大会について、地域のクラブの参加が認められたが、運営する教員等の負担が増すことにつながり、目指す方向に進んでいない。

(ウ) 反映できない意見

【県民意見】

- ・学校の教育活動と部活動は完全に切り離すべき。（50代）
- ・部活動の代わりに、塾講師を招いた補講など、学習のフォローを学校でお願いしたい。（30代）

【市町村意見】

- ・全国的に一律に進めることが難しいことは理解できるが、神奈川県の方針では、目標達成の目途を示していくべき。

(イ) その他（部活動の現状等の訴え、質問等）

【県民意見】

- ・先生は大変さを見せず（本当は大変だとしても）、ほんとうに子どものためにやってくれている。でも近年、先生のなり手が減っているというニュースを見ると、今の先生に更にしわ寄せが行ってしまうのではないかと心配である。（50代）
- ・家族に教員がいるが、平日夕方、土日の殆どが部活動で子育てが出来ない。どこかへ出かけることや旅行にも行けず、リフレッシュ出来ないままである。心身ともに休める方法を教えてほしい。（40代）

【市町村意見】

- ・ 実践事例が増えるとよい。

5 方針素案からの主な変更点

(1) Ⅲ 本県における地域移行について

- ・ 「2 地域移行を進める体制づくり」の「県の役割」に、県内市町村の地域移行の取組の把握及び助言・支援を行うことを、また、「市町村の役割」に、部活動の地域移行の理解を深めるための説明会等を実施する旨を記載した。
- ・ 「2 地域移行を進める体制づくり」の「市町村の役割」に、アンケート等を実施し、保護者や子どもたちのニーズや課題の把握に努める旨を記載した。
- ・ 「3 段階的な地域移行に向けた取組」の「地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割」に、保護者との適切な連携体制を整備する旨を記載した。
- ・ 「3 段階的な地域移行に向けた取組」の「県の役割」に、国に対して財政的な支援を強く要望する旨を記載した。

(2) その他

- ・ 図表の時点修正
- ・ 字句修正

6 今後の予定

令和5年10月 公立中学校の部活動の地域移行に係る神奈川県の方針の策定

<別添参考資料>

参考資料3 公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針（案）